

要 望 書

去る6月11日改正被爆者援護法が成立いたしました。これにより今まで差別されていた、在外被爆者に対する援護が大きく前進する事について関係各機関の皆様へ感謝申し上げます。今後は個々の問題について、在外それぞれの国の実情に合った援護策が、善意の基に施行されますよう強く要望致します。

一、被爆確認証を受け取っておられる被爆者に、至急被爆者健康手帳への切り替え発給をお願い致します。

一、在外被爆者の、今まで各県市に申請されている被爆者手帳取得に関する書類に再度目を通し、被爆者手帳発給業務を速やかに行ってください。

一、在外被爆者も原爆症認定の申請を、在外公館を通じて行えるようにして下さい。

一、在外被爆者も現地で健診、治療が受けられるよう指定病院の任命を行ってください

一、在外被爆者損害賠償について国から訴訟で解決するようにとの指示を受けましたが、年老いた在外の被爆者にこれ以上精神的負担をかけないためにも、国の力で解決していただくよう要望いたします。

その他

本年度10月、南米被爆者に対し、巡回医師団が派遣されます。この時、被爆者は事前に検診を受け、その後現地医師、日本から派遣された医師の二人で診察、健康相談を受けます。この機会を利用して、健康管理手当申請、原爆症認定申請の手続きを、日本の医師、日本から来た広島、長崎の県庁の係官の元で、申請出来ますよう御配慮していただきますよう要望いたします。

2008年 8月

在ブラジル原爆被爆者協会

会長 森田 隆